

（ 記 入 例 ）

受 付 印

一般廃棄物搬入（変更）申請書 及び 許可証

搬入予定者	氏 名 徳之島 一郎 連絡先 (090) 0000 - 0000		
ごみ所有者 の住所氏名	住所：徳之島町亀津 9999 氏名：広域 太郎	区分 ※1つ選択	家庭ごみ・それ以外 町委託収集ゴミ
搬入する ごみの種類	燃やせるごみ・燃やせないごみ・空き缶・空きビン 新聞紙・雑誌類・段ボール 発泡スチロール 粗大ごみ・		
搬入期間	令和4年11月1日 から 令和4年 ※一般家庭は1週間以内、事業所等は1か月以内の期間を記入		
搬入車両車番	奄美000 あ0000	搬入責任者	徳之島 一郎
確認欄 ※内容を確認して □にチェックを いれてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 上記記入内容に誤りがないことを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入するごみは手引書を確認して種類ごとに分けて透明な袋に入れます。 ※粗大ごみは除く <input checked="" type="checkbox"/> 許可を受けたごみ以外のものを搬入しません。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入時はこの申請書（許可証）を携帯し提示を求められた場合は速やかに提示します。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入時は職員の指示に従いごみは自ら所定の場所に降ろします。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の内容及び裏面の許可条件を遵守します。		
備考	・収集運搬業者は別紙に受託している事業所名を記入してください。		

区分は1つだけ選択してください。
家庭ごみとお店など事業系のごみは別々に持ち込んでください。

ごみの種類は複数選択可能ですが、持ち込む際はしっかりと分別し、種類ごとに所定の場所に降ろして下さい。

内容を
確認して
□にチェ
ックを入
れてくだ
さい。

徳之島愛ランド広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、上記のとおり申請します。

令和4年10月30日 申請者 住 所 徳之島町井之川〇〇〇
事業所名
氏 名 徳之島 一郎

----- (以下は記入しないでください) -----

上記申請について裏面（第2号様式）の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

徳之島愛ランド広域連合長

※裏面に許可条件が掲載されています。確認下さい。

許 可 条 件

- 1 ごみを搬入する際は許可証を提示すること。また、許可証は常に携帯し職員から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。許可証の提示がない場合は、搬入を拒否することがあります。
- 2 許可を受けた廃棄物（ごみ）以外のものを搬入しないこと。一旦、計量した廃棄物でもプラットホーム等でチェックし適当でないものが混入した場合は、搬入を拒否することがあります。
- 3 許可証を紛失又は汚損した場合は、速やかに届け出ること。
- 4 処理手数料は、事務局の指示に基づき確実に納入すること。
- 5 廃棄物を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を遵守すること。
 - （1）燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等を混載し搬入しないこと。
 - （2）産業廃棄物及び爆発性、有毒性、発火性その他の危険物を搬入しないこと。
 - （3）クリーンセンター内の施設、設備、その他の物件を破損し、又は滅失しないこと。破損又は滅失した場合は損害賠償をすること。
 - （4）公の秩序又は善良な風俗を乱す行為はしないこと。
 - （5）所定の場所以外で、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - （6）所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
 - （7）搬入時間を遵守すること。
 - （8）職員の指示に従うこと。
- 6 条例、規則や当該許可条件等に違反した場合は、搬入許可の取消し、又は搬入の停止、その他必要な措置を命ずることがある。

(別紙)

受託している事業所

	所在地	事業所名	連絡先	備考
1	徳之島町	〇〇商事	82-〇〇〇〇	◇店、△店 ○店
2	徳之島町	〇〇〇衣服店	82-〇△□×	
3	徳之島町	〇〇精肉店	83-△△△△	
4	徳之島町	〇〇〇商店	84-××××	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				